



平成 29 年 10 月 2 日

各 位

会 社 名 株式会社アサツー ディ・ケイ
代表者名 代表取締役社長 植野 伸一
(東証第一部 コード番号：9747)
問合せ先 コーポレート・コミュニケーション室長 中島 香
Tel 03 (6830) 3855

団 体 名 BCPE Madison Cayman, L.P.
BCPE Madison GP, LLC(ジェネラルパートナー)
代表者名 Bain Capital Investors, LLC(上記メンバー)
Managing Director John Connaughton

**ビーシーピーイー マディソン ケイマン エルピーによる
株式会社アサツー ディ・ケイ (証券コード9747) の株券等に対する公開買付けの開始に関するお知らせ**

ビーシーピーイー マディソン ケイマン エルピー (BCPE Madison Cayman, L.P.) は、平成 29 年 10 月 2 日、株式会社アサツー ディ・ケイの発行済普通株式及び新株予約権を、別添のとおり公開買付けにより取得することを決定いたしましたので、お知らせいたします。

以 上

本資料は、ビーシーピーイー マディソン ケイマン エルピー (公開買付者) が株式会社アサツー ディ・ケイ (公開買付けの対象者) に行った要請に基づき、金融商品取引法施行令第 30 条第 1 項第 4 号に基づいて公表を行うものです。

(添付資料)

平成 29 年 10 月 2 日付「株式会社アサツー ディ・ケイ (証券コード 9747) の株券等に対する公開買付けの開始に関するお知らせ」

各 位

団 体 名 BCPE Madison Cayman, L.P.
BCPE Madison GP, LLC(ジェネラルパートナー)
代表者名 Bain Capital Investors, LLC(上記メンバー)
Managing Director John Connaughton

株式会社アサツー ディ・ケイ (証券コード 9747) の株券等に対する 公開買付けの開始に関するお知らせ

ビーシーピーイー マディソン ケイマン エルピー (BCPE Madison Cayman, L.P.) (以下、「公開買付者」といいます。) は、平成 29 年 10 月 2 日、株式会社アサツー ディ・ケイ (コード番号 9747、株式会社東京証券取引所市場第一部上場、以下、「対象者」といいます。) の発行済みの普通株式 (本新株予約権 (以下において定義します。) の行使により交付される対象者の普通株式を含みます。以下、「対象者普通株式」といいます。) 及び新株予約権 (第 2 回新株予約権、第 3 回新株予約権、第 4 回新株予約権、第 5 回新株予約権、第 6 回新株予約権、第 7 回新株予約権、第 8 回新株予約権、第 9 回新株予約権、第 10 回新株予約権及び第 11 回新株予約権 (それぞれ以下において定義します。) をいい、以下、併せて「本新株予約権」といいます。) を金融商品取引法 (昭和 23 年法律第 25 号。その後の改正を含みます。) による公開買付け (以下、「本公開買付け」といいます。) により取得することを決定いたしましたので、下記のとおりお知らせいたします。

公開買付者は、Bain Capital Private Equity, L.P. 及びそのグループ (以下、総称して「ベインキャピタル」といいます。) によって保有・運営されており、主に対象者に投資することを目的として、平成 29 年 7 月 27 日にケイマン諸島法に基づき組成されたリミテッド・パートナーシップです。本日現在、公開買付者は対象者普通株式を 1 株所有しております。

今般、公開買付者は、対象者普通株式 (但し、公開買付者が所有する対象者普通株式及び対象者が所有する自己株式を除きます。) 及び本新株予約権の全てを取得することにより、対象者普通株式を非公開化することを目的とした取引 (以下、「本取引」といいます。) の一環として、本公開買付けを実施いたします。

本公開買付けの概要等は以下のとおりです。

1. 本公開買付けの内容

(1) 対象者の名称

株式会社アサツー ディ・ケイ

(2) 買付け等を行う株券等の種類

- ① 普通株式
- ② 新株予約権

- (i) 平成 25 年 5 月 13 日開催の対象者取締役会の決議に基づき発行された新株予約権 (対象者取締役に対する株式報酬型ストック・オプションとされているもの。以下、「第 2 回新株予約権」といいます。)
- (ii) 平成 25 年 5 月 13 日開催の対象者取締役会の決議に基づき発行された新株予約権 (対象者上席執行役員に対する株式報酬型ストック・オプションとされているもの。以下、「第 3 回新株予約権」といいます。)
- (iii) 平成 26 年 8 月 12 日開催の対象者取締役会の決議に基づき発行された新株予約権 (対象者取締役に対する株式報酬型ストック・オプションとされているもの。以下、「第 4 回新株予約権」といいます。)

- (iv) 平成26年8月12日開催の対象者取締役会の決議に基づき発行された新株予約権（対象者執行役員に対する株式報酬型ストック・オプションとされているもの。以下、「第5回新株予約権」といいます。）
- (v) 平成27年8月13日開催の対象者取締役会の決議に基づき発行された新株予約権（対象者取締役に対する株式報酬型ストック・オプションとされているもの。以下、「第6回新株予約権」といいます。）
- (vi) 平成27年8月13日開催の対象者取締役会の決議に基づき発行された新株予約権（対象者執行役員に対する株式報酬型ストック・オプションとされているもの。以下、「第7回新株予約権」といいます。）
- (vii) 平成28年8月12日開催の対象者取締役会の決議に基づき発行された新株予約権（対象者取締役に対する株式報酬型ストック・オプションとされているもの。以下、「第8回新株予約権」といいます。）
- (viii) 平成28年8月12日開催の対象者取締役会の決議に基づき発行された新株予約権（対象者執行役員に対する株式報酬型ストック・オプションとされているもの。以下、「第9回新株予約権」といいます。）
- (ix) 平成29年8月10日開催の対象者取締役会の決議に基づき発行された新株予約権（対象者取締役に対する株式報酬型ストック・オプションとされているもの。以下、「第10回新株予約権」といいます。）
- (x) 平成29年8月10日開催の対象者取締役会の決議に基づき発行された新株予約権（対象者執行役員に対する株式報酬型ストック・オプションとされているもの。以下、「第11回新株予約権」といいます。）

(3) 買付け等の期間

平成29年10月3日（火曜日）から平成29年11月15日（水曜日）まで（30営業日）

(4) 買付け等の価格

普通株式1株につき	金3,660円
第2回新株予約権	1個につき金1円
第3回新株予約権	1個につき金1円
第4回新株予約権	1個につき金1円
第5回新株予約権	1個につき金1円
第6回新株予約権	1個につき金1円
第7回新株予約権	1個につき金1円
第8回新株予約権	1個につき金1円
第9回新株予約権	1個につき金1円
第10回新株予約権	1個につき金1円
第11回新株予約権	1個につき金1円

(5) 買付予定の株券等の数

買付予定数	買付予定数の下限	買付予定数の上限
41,623,579（株）	20,785,200（株）	—（株）

(6) 公開買付代理人

大和証券株式会社

東京都千代田区丸の内一丁目9番1号

(7) 決済の開始日

平成29年11月22日（水曜日）

2. 本公開買付けの概要

ベインキャピタルは、全世界で総額約 750 億ドルの運用資産を持つ国際的投資会社であり、日本においては平成 18 年に東京拠点を開設して以来、約 30 名のプロフェッショナルにより投資先の企業価値向上に向けた取組みを進めています。主に事業会社・コンサルティング会社での経験を有するプロフェッショナルを中心に構成されており、一般的な投資会社の提供する資本・財務的支援にとどまらず、事業運営を現場レベルで支援することで着実に成長戦略を実行し、数々の価値向上施策を成功に導いた実績を有しています。日本においてはジュピターショッピングチャンネル株式会社、株式会社すかいらーく、大江戸温泉物語株式会社、株式会社ドミノピザ・ジャパン、株式会社マクロミル、株式会社ベルシステム 24 など 12 社に対して、そしてグローバルでは昭和 59 年の設立以来 450 社超に対する投資実績を有しております。

本公開買付けにおいて、公開買付者は、本公開買付けの成立後に公開買付者が少なくとも対象者の総株主の議決権の過半数を保有することとなるよう、買付予定数の下限を議決権比率基準株式数（以下において定義します。）から本日現在において公開買付者が所有する対象者普通株式 1 株を控除した数の 50.10%に相当する株式数（単元未満株式である 100 株未満を切り上げ）である 20,785,200 株（これは、公開買付者と利害関係を有さない対象者の株主の皆様が所有する対象者普通株式の総数の過半数、すなわち、いわゆる、マジョリティ・オブ・マイノリティ(majority of minority)に当たります。）に設定しており、応募株券等の合計数が 20,785,200 株に満たない場合には、応募株券等の全部の買付け等を行いません。一方、公開買付者は、対象者普通株式の全て及び本新株予約権の全てを取得することにより、対象者普通株式を非公開化することを目的としているため、本公開買付けにおいて、買付予定数の上限は設けておりませんので、応募株券等の数の合計が買付予定数の下限以上の場合には、応募株券等の全部の買付け等を行います。

- ① 対象者によれば、対象者は、その主要株主かつ筆頭株主であるダブリューピーピー インターナショナル ホールディングス ビーヴィ (WPP International Holding B.V.) (以下、「WPP」といいます。) (所有割合 (注 1) : 24.9%) 及びその親会社である WPP plc (契約締結当時においては WPP GROUP PLC。WPP plc 及び WPP を含め、以下、「WPP グループ」と総称します。) のグループ会社との間で、平成 10 年 8 月 3 日付にて、Co-operation and Alliance Agreement (提携協力契約) (その後の内容変更を含み、以下、「CAA」といいます。) 及び Stock Purchase Agreement (株式売買契約) (その後の内容変更を含み、以下、「SPA」といいます。) を締結し、同日より資本・業務提携関係にあるとのことです (以下、「本資本・業務提携」といいます。)。対象者によれば、SPA には、大要、以下の内容が規定されているとのことです。対象者が CAA を解約するための通知 (以下、「解約通知」といいます。) を WPP グループに対して発した場合、SPA に基づき、WPP が所有する対象者普通株式の売却を要請する通知 (以下、「処分通知」といいます。) を発することができる。
- ② 対象者が WPP に対して処分通知をした場合、処分通知がなされてから 180 日間 (以下、「本協議期間」といいます。)、対象者又はその指定する第三者は、WPP が合意する時期に、WPP が合意する価格で、WPP の所有する対象者普通株式を買い取ることができる。
- ③ 本協議期間経過時点において WPP がその所有する対象者普通株式を売却することに合意しなかった場合には、本協議期間経過後 185 日間、対象者は、WPP に対して、その所有する対象者普通株式を、売却日の 2 営業日前から遡った 30 営業日間の株式会社東京証券取引所 (以下、「東京証券取引所」といいます。) の終値平均を売却価格として、対象者又はその指定する第三者に売却するよう請求することができる (この対象者の権利を以下、「売却請求権」といいます。)
- ④ 処分通知がなされてから 365 日が経過した時点において、WPP がその所有する対象者普通株式を対象者又はその指定する第三者に売却しなかった場合、WPP は、その所有する対象者普通株式を速やかに東京証券取引所において市場売却 (以下、「本市場売却」といいます。) しなければならない。

(注 1) 所有割合とは、対象者が平成 29 年 8 月 10 日に提出した第 63 期第 2 四半期報告書に記載された平成 29 年 6 月 30 日時点の発行済株式総数 (41,755,400 株) に、公開買付期間中に行使される可能性がある公開買付者が合理的に判断した同日時点の新株予約権 (第 2 回新株予約権 (77 個)、第 3 回新株予約権 (41 個)、第 4 回新株予約権 (264 個) 及び第 5 回新株予約権 (599 個))。以下、併

せて「下限算定対象新株予約権」といいます。) (注2) の目的となる対象者普通株式の数 (合計 98,100 株) を加えた株式数 (41,853,500 株) から、対象者が平成 29 年 8 月 10 日に提出した「平成 29 年 12 月期第 2 四半期決算短信〔日本基準〕(連結)」に記載された平成 29 年 6 月 30 日時点の対象者が所有する自己株式数 (366,121 株) を除いた数 (41,487,379 株) (以下、「議決権比率基準株式数」といいます。) に対する割合をいい、小数点以下第二位を四捨五入して計算しています。以下同じです。なお、対象者によれば、対象者が平成 29 年 3 月 30 日に提出した第 62 期有価証券報告書に記載された平成 29 年 2 月 28 日時点の第 2 回新株予約権 (77 個)、第 3 回新株予約権 (41 個)、第 4 回新株予約権 (264 個) 及び第 5 回新株予約権 (599 個) の数は、平成 29 年 6 月 30 日時点で変動はないとのことです。

(注2) 本新株予約権のうち下限算定対象新株予約権以外の新株予約権については、いずれも行使期間が到来していないため、公開買付期間中に行使されることはない想定しております。

対象者によれば、対象者は、WPP グループとの間の本資本・業務提携の解消を目的として、平成 29 年 10 月 2 日付で、CAA に基づき、WPP グループに対して CAA の解約通知を発する (CAA は、その規定に基づき、解約通知の到達から 12 ヶ月後に終了する予定です。) とともに、SPA に基づき、WPP に対して公開買付者への対象者普通株式の売却を要請する処分通知を発したとのことです。なお、対象者によれば、対象者は、SPA に基づき WPP plc 株式 (以下、「WPP 株式」といいます。) を 31,295,646 株所有していますが、WPP グループとの本資本・業務提携解消に伴い、SPA の規定に従って、当該株式の全てを売却する方針であるとのことです。

本公開買付けにより公開買付者が対象者普通株式 (但し、公開買付者が所有する対象者普通株式及び対象者が所有する自己株式を除きます。) の全てを取得できなかった場合、公開買付者は、WPP の本公開買付けに対する応募の有無、本公開買付け成立後の公開買付者の取得株式数等に応じて、対象者の非公開化に向けて、下記「4. 本公開買付け後の組織再編等の方針 (いわゆる二段階買収に関する事項)」に記載の一連の手続を自ら実行し、又は対象者に実行を要請することを予定しています。

なお、公開買付者は最終的に対象者を完全子会社化することを目的としているため、本公開買付けの成立後、公開買付者の保有する対象者の議決権が対象者の総株主の議決権の 90%以上である場合、公開買付者は、会社法第 179 条に基づき、対象者の株主 (公開買付者及び対象者を除きます。) の全員に対し、その所有する対象者普通株式の全部を売り渡すことを請求 (以下、「本株式売渡請求」といいます。) し、本新株予約権に係る新株予約権者 (公開買付者を除きます。) の全員に対し、その所有する本新株予約権の全部を売り渡すことを請求 (以下、「本新株予約権売渡請求」といい、本株式売渡請求と合わせて「本株式等売渡請求」といいます。) する予定です。また、本公開買付けの成立後、公開買付者の保有する対象者の議決権が対象者の総株主の議決権の 90%未満である場合、公開買付者は、対象者普通株式の株式併合 (以下、「株式併合」といいます。) 及び株式併合の効力発生を条件として単元株式数の定めを廃止する旨の定款の一部変更を行うことを内容とする株式併合議案 (以下、「本株式併合議案」といいます。) を付議議案に含む臨時株主総会 (以下、「本臨時株主総会」といいます。) が開催された場合に対象者の総株主の議決権の 3 分の 1 以上を保有する一又は複数の株主が本株式併合議案に反対することが明らかである場合を除き、本臨時株主総会を開催するよう対象者に要請する予定です。

なお、本公開買付けの成立後、本臨時株主総会において本株式併合議案が可決されない、又は、本臨時株主総会が開催されない等の理由により、株式併合が速やかに実行されない場合、公開買付者は、ペインキャピタルにおける投資の適正な配分のため、法令に従って、その所有する対象者普通株式の全部を、Bain Capital Private Equity, L.P. が投資助言を行う投資ファンドが直接又は間接的に発行済株式の全てを保有する会社等 (以下、「本関連会社等」といいます。) (具体的なエンティティは現時点では未定です。) に対して相対で譲渡その他の方法により承継 (以下、「本譲渡等」といいます。) する可能性があります。この場合の具体的な譲渡

¹ 対象者によれば、本日開催の対象者の取締役会において、WPP 派遣取締役である Stuart Neish 氏は、対象者の解約通知の有効性に疑義を呈しており、これについて対象者と WPP グループとの間で見解の相違がある可能性があるとのことです。

時期及び譲渡価格は未定です。

本臨時株主総会において本株式併合議案が可決されない、又は、本臨時株主総会が開催されない等の理由により、最終的に株式併合が実行されない場合には、対象者普通株式の上場は当面の間維持される予定です。

もっとも、公開買付者は、最終的に対象者普通株式の全てを取得することを目的としているので、この場合、本公開買付けに WPP がその所有する対象者普通株式の全部を応募していないときは、対象者に対し、SPA に従って、(a)対象者が本協議期間の経過後に公開買付者を売却先として指定して行使する売却請求権に基づき WPP の保有する対象者普通株式を公開買付者に対して売却するよう請求するか、(b)処分通知から 365 日経過後、WPP に対して本市場売却の実施を求めることを請求するかのいずれか又は両方を行うよう要請し、対象者普通株式の全てを取得することに向けた措置を実施する方針です。但し、実施時期は未定であり、また、その時点での対象者普通株式の市場株価や公開買付者における資金調達の状況等によっては実施しない可能性もあります。

また、本取引によって公開買付者（本譲渡等がなされた場合には公開買付者及び本関連会社等。以下、本段落において同じ。）が対象者普通株式の全て（但し、公開買付者の所有する対象者普通株式及び対象者の所有する自己株式を除きます。）を所有することとなった場合には、公開買付者は、ベインキャピタルにおける投資の適正な配分のため、その所有する対象者普通株式の全部を、本取引において対象者の株主（但し、公開買付者及び対象者を除きます。）に対価として交付された金銭の総額と同額で、本関連会社等（具体的なエンティティは現時点では未定です。）に対して譲渡する予定です。具体的な譲渡の時期については現時点では未定です。

3. 算定の基礎

公開買付者は、本公開買付価格及び本新株予約権に係る買付け等の価格を決定するに際し、対象者が開示している財務情報等の資料、対象者に対して実施したデュー・デリジェンスの結果等に基づき、対象者の事業及び財務の状況を多面的・総合的に分析いたしました。対象者普通株式及び本新株予約権それぞれについての分析内容は以下のとおりです。

① 対象者普通株式

公開買付者は、対象者普通株式が金融商品取引所を通じて取引されていることに鑑みて、本公開買付け実施についての公表日の前営業日である平成 29 年 9 月 29 日の東京証券取引所における対象者普通株式の終値 (3,180 円)、直近 1 ヶ月間の終値の単純平均値 3,033 円（小数点以下四捨五入。以下、単純平均値の計算において同じとします。）、直近 3 ヶ月間の終値の単純平均値 2,944 円及び直近 6 ヶ月間の終値の単純平均値 2,894 円の推移を参考にいたしました。さらに、過去 5 年間に行われた本取引と同種の事案（完全子会社化を目的とする公開買付けの事案）において公開買付価格決定の際に付与されたプレミアムの実例、対象者による本公開買付けへの賛同の可否及び本公開買付けの成立の見通しを総合的に勘案し、対象者との協議及び交渉を経て、本日、本公開買付価格を 3,660 円と決定いたしました。なお、公開買付者は、上記の諸要素を総合的に考慮し、かつ、対象者との協議及び交渉を経て本公開買付価格を決定しており、第三者算定機関からの株式価値算定書は取得しておりません。

なお、本公開買付価格は、本公開買付け実施についての公表日の前営業日である平成 29 年 9 月 29 日の東京証券取引所における対象者普通株式の終値 3,180 円に対して 15.1%（小数点以下第二位を四捨五入。以下、プレミアム率の計算において同じとします。）、過去 1 ヶ月間（平成 29 年 8 月 30 日から平成 29 年 9 月 29 日まで）の終値の単純平均値 3,033 円に対して 20.7%、同過去 3 ヶ月間（平成 29 年 6 月 30 日から平成 29 年 9 月 29 日まで）の終値の単純平均値 2,944 円に対して 24.3%、同過去 6 ヶ月間（平成 29 年 3 月 30 日から平成 29 年 9 月 29 日まで）の終値の単純平均値 2,894 円に対して 26.5%のプレミアムをそれぞれ加えた価格となっております。

なお、公開買付者は、平成 29 年 9 月 28 日、対象者の取締役専務執行役員の中井規之氏との相対売買により、平成 29 年 9 月 22 日時点の東京証券取引所における対象者普通株式の終値である 3,115 円で対

対象者普通株式1株を取得しています。本公開買付価格（1株当たり 3,660 円）と当該取得の価格（1株当たり 3,115 円）との間には、545 円の差異が生じております。これは、当該株式取得の時点以降の対象者普通株式の株価の動向に加え、本公開買付価格には上記のとおりプレミアムが付されているためです。

② 本新株予約権

本新株予約権は、いずれも対象者の取締役又は執行役員に対するストック・オプションとして発行されたものであり、公開買付者が本新株予約権を取得したとしても、これらを行使することができないことから、本新株予約権の買付け等の価格は1個につき1円と設定しています。なお、公開買付者は、本新株予約権の買付け等の価格を決定するにあたり、第三者算定機関の算定書は取得しておりません。

4. 本公開買付け後の組織再編等の方針（いわゆる二段階買収に関する事項）

公開買付者は、本公開買付けにより、公開買付者が対象者普通株式の全て（但し、公開買付者が所有する対象者普通株式及び対象者が所有する自己株式を除きます。）を取得できなかった場合、上記「2. 本公開買付けの概要」に記載した SPA 上の WPP が所有する対象者普通株式の売却手続を踏まえ、WPP の本公開買付けに対する応募の有無、本公開買付け成立後の公開買付者の取得株式数に応じて、対象者の非公開化に向けて、以下の手続を自ら実行し、又は対象者に実行を要請することを予定しています。なお、公開買付者は、WPP による本公開買付けへの応募、及び、対象者の非公開化に向けた以下の手続を自ら実行し又は対象者に実行を要請することについて、WPP から事前に同意を得ることは予定しておりません。

- ① 本公開買付けの成立後に公開買付者が対象者の総株主の議決権の 90%以上を所有するに至った場合には、公開買付者（本譲渡等がなされた場合には本関連会社等。以下、本①において同じ。）は、本公開買付けの決済完了後速やかに（但し、本公開買付けに WPP がその所有する対象者普通株式の全部に応募しなかった場合においては、公開買付者を売却先として指定して売却請求権を行使するよう対象者に要請したうえで、本協議期間経過後）、会社法第 179 条に基づき、対象者の株主（公開買付者及び対象者を除きます。）の全員に対し、本株式売渡請求をするとともに、併せて、本新株予約権に係る新株予約権者（公開買付者を除きます。）の全員に対し、本新株予約権売渡請求をする予定です。本株式売渡請求においては、対象者普通株式1株当たりの対価として、本公開買付価格と同額の金銭を対象者の株主（公開買付者及び対象者を除きます。）に対して交付することを定める予定であり、また、本新株予約権売渡請求においては、本新株予約権1個当たりの対価として、本公開買付けにおける本新株予約権の買付け等の価格と同額の金銭を本新株予約権に係る新株予約権者（公開買付者を除きます。）に対して交付することを定める予定です。この場合、公開買付者は、その旨を、対象者に通知し、対象者に対し本株式等売渡請求の承認を求めます。対象者がその取締役会の決議により本株式等売渡請求を承認し、本株式等売渡請求が効力を生じた場合には、関係法令の定める手続に従い、対象者の株主及び本新株予約権に係る新株予約権者の個別の承諾を要することなく、公開買付者は、本株式等売渡請求において定めた取得日をもって、①対象者の株主（公開買付者及び対象者を除きます。）の全員が所有する対象者普通株式の全部及び②本新株予約権に係る新株予約権者（公開買付者を除きます。）の全員が所有する本新株予約権の全部を取得します。なお、対象者によれば、対象者は、公開買付者より本株式等売渡請求がなされた場合には、対象者の取締役会において本株式等売渡請求を承認する予定とのことです。
- ② 他方で、本公開買付けの成立後に公開買付者が対象者の総株主の議決権の 90%以上を所有するに至らなかった場合には、本臨時株主総会が開催された場合に対象者の総株主の議決権の 3分の1以上を保有する一又は複数の株主が本株式併合議案に反対することが明らかである場合を除き、以下を予定しております。

- (a) 本公開買付けに WPP がその所有する対象者普通株式の全部に応募しなかった場合については、公開買付者は、(i) 対象者普通株式の株式併合及び株式併合の効力発生を条件として単元株式数の定

めを廃止する旨の定款の一部変更を行うことを内容とする株式併合議案を付議議案に含む臨時株主総会の開催をすること、並びに、(ii)本協議期間の経過後、公開買付者を売却先として指定して売却請求権を行使することを、対象者に要請する予定です。なお、この場合、本臨時株主総会の開催日及び本株式併合議案に係る株式併合がその効力を生ずる日（以下、「効力発生日」という。）は、本書提出日において未定ですが、公開買付者は、対象者に対して、本協議期間の経過前に本臨時株主総会を開催し、同効力発生日を本協議期間の経過後の日とするよう要請する予定です。

- (b) 本公開買付けに WPP がその所有する対象者普通株式の全部を応募した場合については、公開買付者は、本公開買付けの決済完了後速やかに、本株式併合議案を付議議案に含む本臨時株主総会の開催を対象者に要請する予定です。

なお、公開買付者（本譲渡等がなされた場合には本関連会社等）は、本臨時株主総会において本株式併合議案に賛成する予定です。本臨時株主総会において本株式併合議案についてご承認をいただき、本株式併合議案に係る株式併合が実行された場合には、効力発生日において、対象者の株主は、本臨時株主総会においてご承認をいただいた併合割合に応じた数の対象者普通株式を所有することとなります。また、本株式併合議案における対象者普通株式の併合割合は、本書提出日において未定ですが、公開買付者は、対象者に対して、公開買付者（本譲渡等がなされた場合には公開買付者及び本関連会社等）が対象者普通株式の全て（対象者が所有する自己株式を除きます。）を所有することとなるよう、本公開買付けに応募されなかった対象者の株主（但し、公開買付者（本譲渡等がなされた場合には公開買付者及び本関連会社等）並びに対象者を除きます。）の所有する対象者普通株式の数が1株に満たない端数となるように併合割合を設定するよう要請する予定です。

株式併合をすることにより株式の数に1株に満たない端数が生じるときは、交付されるべき株式の数が1株に満たない端数となる株主に対して、会社法第235条その他の関係法令の定める手続に従い、当該端数の合計数（合計した数に1株に満たない端数がある場合には、当該端数は切り捨てられます。）に相当する対象者普通株式を公開買付者に売却することによって得られる金銭が交付されることとなります。当該端数の合計数に相当する対象者普通株式の売却価格については、当該売却の結果、本公開買付けに応募されなかった対象者の各株主（但し、公開買付者（本譲渡等がなされた場合には公開買付者及び本関連会社等）並びに対象者を除きます。）に交付される金銭の額が、本公開買付けに当該各株主が所有していた対象者普通株式の数を乗じた価格と同一となるよう算定した上で、裁判所に対して任意売却許可の申立てが行われる予定です。

また、公開買付者（本譲渡等がなされた場合には本関連会社等）は、本公開買付けの成立により公開買付者が対象者の総株主の議決権の90%以上を所有するに至らなかった場合であって、本公開買付けにより本新株予約権の全て（但し、対象者が所有する自己新株予約権を除きます。）を取得できなかった場合には、対象者に対して、本新株予約権の取得及び消却その他本取引の実行に合理的に必要な手続を実施することを要請し、又は実施することを予定しております。

- ③ 本臨時株主総会において本株式併合議案が可決されない、又は、本臨時株主総会が開催されない等の理由により、最終的に上記②の株式併合が実行されなかった場合には、対象者普通株式の上場は当面の間維持される予定です。

もっとも、公開買付者は、最終的に対象者普通株式の全てを取得することを目的としているので、この場合、本公開買付けに WPP がその所有する対象者普通株式の全部を応募していないときは、対象者に対し、SPA に従って、(a) 対象者が本協議期間の経過後に公開買付者を売却先として指定して行使する売却請求権に基づき WPP の保有する対象者普通株式を公開買付者に対して売却するよう請求するか、(b) 処分通知から 365 日経過後、WPP に対して本市場売却の実施を求めることを請求するかのいずれか

又は両方を行うよう要請し、対象者普通株式の全てを取得することに向けた措置を実施する方針です。但し、実施時期は未定であり、また、その時点での対象者普通株式の市場株価や公開買付者における資金調達の状況によっては実施しない可能性もあります。

上記①及び②記載の手續に関連する少数株主の権利保護を目的とした会社法上の規定として、本株式等売渡請求がなされた場合については、会社法第179条の8その他の関係法令の定めに従って、対象者の株主及び本新株予約権者は、裁判所に対してその所有する対象者普通株式及び本新株予約権の売買価格の決定の申立てを行うことができる旨が会社法上定められています。また、株式併合がなされる場合であって、株式併合をすることにより株式の数に1株に満たない端数が生じるときは、会社法第182条の4及び第182条の5その他の関係法令の定めに従って、対象者の株主は、対象者に対してその所有する対象者普通株式のうち1株に満たない端数となるものの全部を公正な価格で買い取ることを請求することができる旨及び裁判所に対して当該対象者普通株式の買取価格の決定の申立てを行うことができる旨が会社法上定められています。なお、これらの申立てがなされた場合における売買価格及び買取価格は、最終的には裁判所が判断することになります。

なお、本株式等売渡請求及び本株式併合議案に係る株式併合については、関係法令についての改正、施行、当局の解釈等の状況、本公開買付け後の公開買付者の株券等所有割合及び公開買付者以外の対象者普通株式の所有状況等によっては、実施に時間を要し、又はそれと概ね同等の効果を有するその他の方法に変更する可能性があります。但し、その場合でも、上記記載の対象者普通株式の上場が維持される場合を除き、本公開買付けに応募されなかった対象者の各株主（但し、公開買付者（本譲渡等がなされた場合には公開買付者及び本関連会社等）並びに対象者を除きます。）に対しては、最終的に金銭を交付する方法が採用される予定であり、その場合に当該各株主に交付される金銭の額については、本公開買付け価格に当該各株主が所有していた対象者普通株式の数を乗じた価格を下回らないよう算定する予定です。また、本公開買付けに応募されなかった本新株予約権者に対して金銭を交付する場合には、本公開買付けにおける本新株予約権の買付け等の価格に当該各本新株予約権者が所有していた本新株予約権の数を乗じた価格を下回らないよう算定する予定です。

上記①乃至③記載の手續については、対象者の株主その他第三者による差止めその他の裁判手續又は仲裁手續が開始され、予定どおり実行されない可能性があります。

なお、公開買付者は、本公開買付けの成立後に対象者普通株式を市場にて随時追加で取得する予定は現時点ではありません。本公開買付けにより公開買付者が取得した対象者普通株式の数、その時点における対象者普通株式の市場株価等の状況を勘案し、公開買付者が、本公開買付けの成立後、法令において許容される範囲で、対象者における公開買付者の議決権比率を高めるために対象者普通株式を市場にて随時追加で取得する可能性はありますが、現時点で決定している事項はありません。

本公開買付けは、本臨時株主総会における対象者の株主の賛同を勧誘するものではありません。また、本公開買付け又は上記各手續による金銭等の受領、及び株式等買取請求による買取り等の場合の税務上の取扱いについては、株主及び新株予約権者の皆様において自らの責任にて税理士等の専門家にご確認いただきますようお願いいたします。

その他、本公開買付けの詳細は、本公開買付けに関して公開買付者が平成29年10月3日に提出する公開買付け届出書をご参照ください。

以 上